

# 「土木請負工事における現場環境改善費の 積算」の手引き

---

令和 8 年 1 月版

## はじめに

**現場環境改善費**とは、周辺住民の**生活環境への配慮**及び一般住民への**建設事業の広報活動**、現場労働者の**作業環境の改善**を行うために要する費用を計上するものです。

特に、**避暑・避寒対策**としては、令和7年10月に実施した積算基準の改定において、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を**設計変更により積み上げ計上**できるようにし、作業環境のさらなる改善に努めてきたところです。

本手引きは、現場環境改善費の積極的な計上を推進するため、「**土木請負工事における現場環境改善費の積算（I-9-①-1～）**」（以下、「基準」と言う。）の内容をわかりやすく説明するとともに、協議に当っての発注者の考え方を示したもので

# 目次

1 適用の範囲	4
2 現場環境改善費（率）	5
2－1 計上費目及び実施する内容	6
(参考) 各内容に対する取組みの例	7
2－2 組み合わせ等の変更	9
(参考) 組み合わせの変更例	10
(参考) 現場環境改善費（率）の計上における重複の考え方	11
2－3 実施フロー	12
2－4 特記仕様書記載例	13
3 熱中症対策・防寒対策（積上げ）	14
3－1 費用の計上（積上げ）	15
3－2 熱中症対策の実施事例	16
(参考) 熱中症対策に資する「現場管理費の補正」の実施例	17
3－3 実施フロー	18
3－4 共通特記仕様書記載事項	19
4 留意事項	20

# 1 適用の範囲

## 【基準】

### 2. 適用の範囲

工事現場の周辺環境等の現場条件及び労働者の作業環境等を考慮し、**現場環境改善を必要とする場合**に適用する。

## 【解説】

現場環境改善を必要としない工事としては、以下のような工事を想定している。

- ・ 実施が困難な工事  
(維持工事、緊急復旧工事 等)
- ・ 効果が期待できない工事  
(現場事務所を設置しない工事、現場施工が1週間未満の工事 等)

## 2 現場環境改善費（率）

---

## 2－1 計上費目及び実施する内容

【基準】 (I -9-①-1 3. 積算方法)

□. 率に計上されるものは、別表－1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

【解説】

発注者は、原則として別表－1から各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選定し、特記仕様書に記載するものとする。

[別表－1] 計上費目及び実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緑化・花壇、 3. ライトアップ施設、 4. 見学路及び椅子の設置、 5. 昇降設備の充実、 6. 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）、 2. 労働宿舎の快適化、 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全設備のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1. 完成予想図、 2. 工法説明図、 3. 工事工程表、 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）、 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）、 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営、 7. パンフレット・工法説明ビデオ、 8. 地域対策費（地域行事等の経費含む）、 9. 社会貢献

※以下に掲載がなくても、効果が  
期待できる内容は認めてよい

## (参考) 各内容に対する取組みの例 (1)

計上費目	実施する内容（率計上分）	取組みの例
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備	・簡易水道施設設置
	2. 緑化・花壇	・緑化プランターの設置
	3. ライトアップ施設	・バリケードや現場事務所にイルミネーションを設置 ・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置
	4. 見学路及び椅子の設置	・人工芝による見学路を設置
	5. 昇降設備の充実	・ステップ階段を設置
	6. 環境負荷の低減	・太陽光発電の使用 ・騒音対策のため防音パネルを設置
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化	
	・女性用更衣室の設置 ・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置 ・冷暖房の設置 <b>※1</b> ・快適トイレの設置 <b>※2</b> ・土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置	
	2. 労働宿舎の快適化	・個人ロッカー付更衣室の設置
	3. デザインボックス	・エアコン付き誘導員休憩所の設置
	4. 現場休憩所の快適化	「1. 現場事務所の快適化」と同様
	5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	・加湿器や空気清浄機の設置

※1 熱中症対策の積上げでも計上可能

※2 快適トイレの設置に関する実施要領の対象工事で、費用が積算上限額を超えない場合は実施内容として認めない

※以下に掲載がなくても、効果が期待できる内容は認めてよい

## (参考) 各内容に対する取組みの例 (2)

計上費目	実施する内容（率計上分）	取組みの例
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全設備のイメージアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>電光式標識の設置</li> <li>キャラクターバリケードの設置</li> </ul>
	2. 盗難防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械に接触警報システム（人感センサー）を取付</li> <li>盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置</li> <li>監視カメラの設置</li> </ul>
地域連携	1. 完成予想図	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成予想図を現場に掲示</li> </ul>
	2. 工法説明図	<ul style="list-style-type: none"> <li>工法説明図を現場に掲示</li> </ul>
	3. 工事工程表	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の週間及び全体工程を現場に掲示</li> <li>定期的に工事工程表を近隣住民へ配布</li> </ul>
	4. デザイン工事看板	<ul style="list-style-type: none"> <li>イラスト付き工事PR看板を設置</li> </ul>
	5. 見学会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベント等の実施</li> <li>工事見学会の開催</li> <li>職場体験会の実施</li> </ul>
	6. 見学所の設置及び管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>見学所の設置</li> </ul>
	7. パンフレット・工法説明ビデオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事パンフレットの配布</li> </ul>
	8. 地域対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域行事等の経費</li> </ul>
	9. 社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の清掃活動や防犯パトロールへの参加</li> <li>現場周辺の定期的な清掃、草刈の実施</li> </ul>

## 2－2 組み合わせ等の変更

【基準】 ( I -9-①-1 3. 積算方法)

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により**組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。**

【解説】

実施費目数については、原則4つとしているが、必要に応じて数を減らしてもよい。

(例：仮設備関係は実施しない等)

一方、実施内容の数については、基準上、変更を可能とする記載がないため、実施する内容は**合計5つ**とする。

また、1つの実施内容に対して複数の取組みを実施した場合においても、実施内容としては「1つ」として数えるものとする。

上記の考え方は、受注者から内容の変更を協議する場合においても同様とする。

# (参考) 組み合わせの変更例

組み合わせを変更する際は、「実施する内容」の数が5つとなるようにすること

## 【○ 変更できる例①】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (営繕関係)	①現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置
	②現場休憩所の快適化	→ 遮光ネットの設置
現場環境改善 (安全関係)	③盜難防止対策	→ 監視カメラの設置
地域連携	④工事工程表	→ 週間工程表の掲示
	⑤見学会等の開催	→ 工事見学会の開催

「計上費目」が3つ、  
「実施する内容」が5つあればよい

## 【○ 変更できる例②】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (営繕関係)	①現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置
	②労働宿舎の快適化	→ 個人ロッカーの設置
	③デザインボックス	→ エアコン付き誘導員休憩所
	④現場休憩所の快適化	→ 遮光ネットの設置
	⑤健康関連施設及び 厚生施設の充実等	→ 加湿器及び空気清浄機 の設置

「計上費目」が1つ、  
「実施する内容」が5つ

## 【✗ 変更できない例①】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (仮設備関係)	①ライトアップ施設	→ センサーライトの設置
	②現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置
現場環境改善 (営繕関係)	③盜難防止対策	→ 監視カメラの設置
	④工事工程表	→ 週間工程表の掲示

「計上費目」が4つ、  
「実施する内容」が4つ（5つを満足しない）

## 【✗ 変更できない例②】

計上費目	実施する内容	実施した取組み
現場環境改善 (営繕関係)	①現場事務所の快適化	→ 冷暖房の設置 → 冷蔵庫の設置 → ウォーターサーバーの設置 → 製氷機の設置 → 湯沸し器の設置

「計上費目」が1つ、  
「実施する内容」が1つ  
(「実施した取組み」の数では判断しない)

# (参考) 現場環境改善費（率）の計上における重複の考え方

他の基準等で費用を計上できることとなっている内容についても、  
重複とならなければ、現場環境改善費（率）の実施内容として扱えます

## （1）熱中症対策に関する現場環境改善

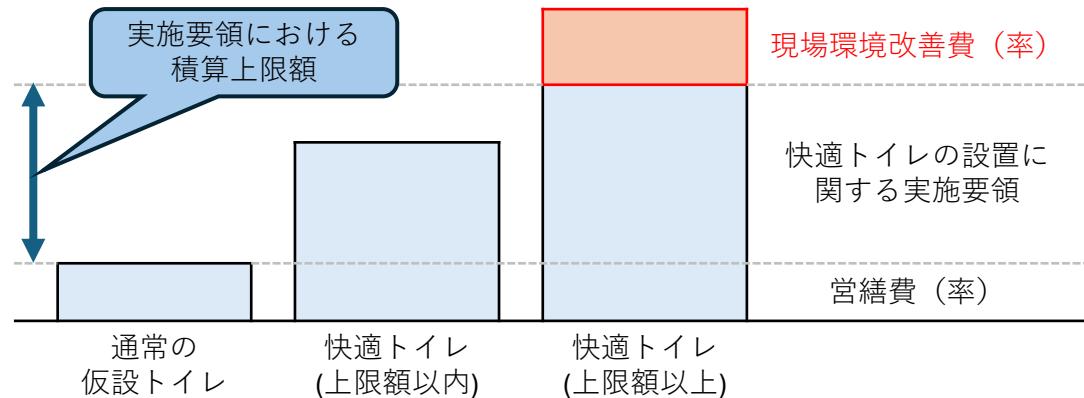
「現場事務所への冷暖房の設置」は以下のどちらでも計上可能

- ・現場環境改善費（率）における「**現場事務所の快適化**」 ※率計上
- ・現場環境改善費の「**熱中症対策・防寒対策**」 ※積上げ

例えば、冷暖房の設置を「**現場事務所の快適化**」、遮光ネットを「**熱中症対策・防寒対策**」として計上できる

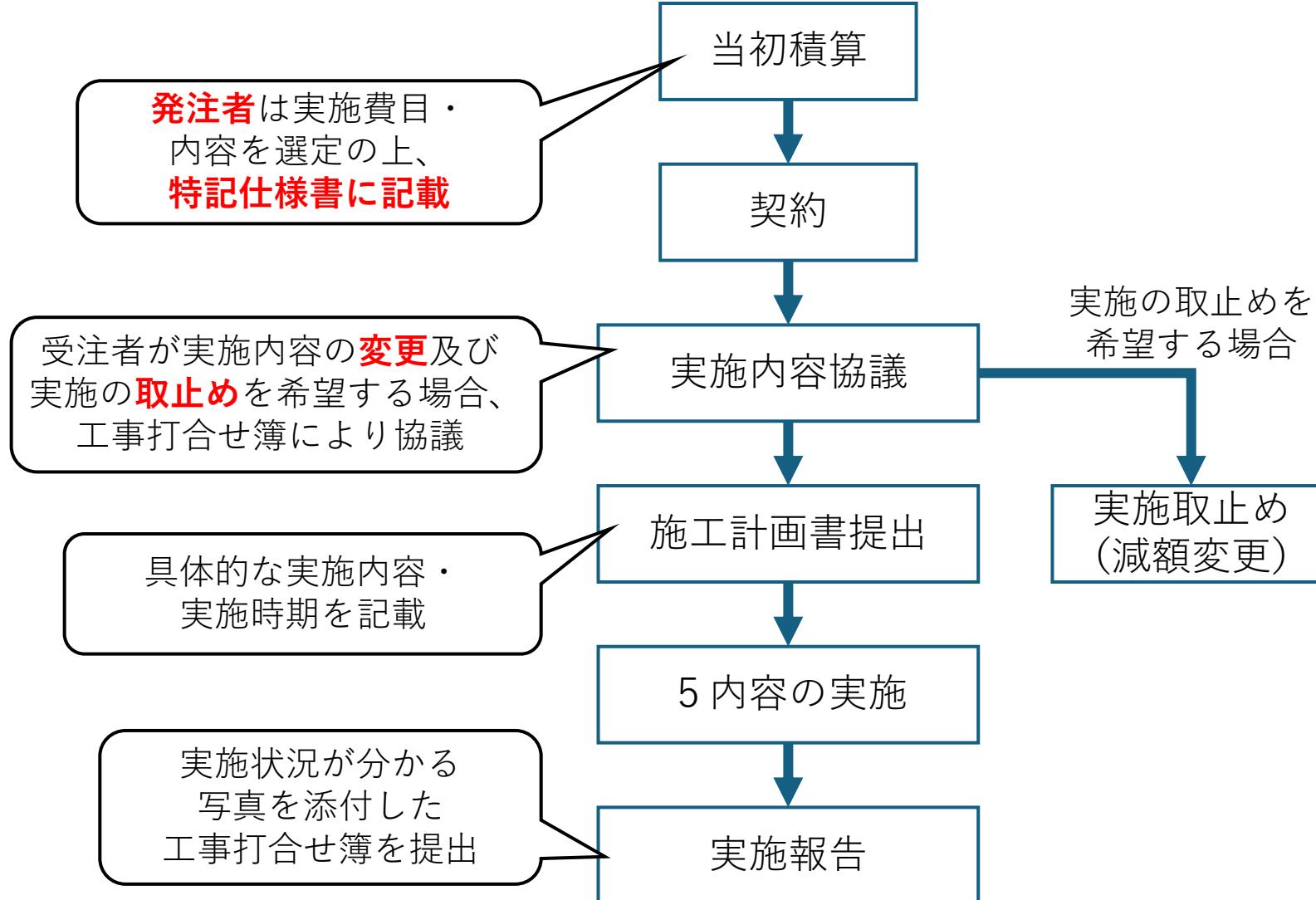
## （2）快適トイレの設置

「快適トイレの設置に関する実施要領」の対象外の場合や、要領の積算上限額を超える場合は、工事打合せ簿で協議を行うことで、現場環境改善費（率）で計上可能



## 2 – 3 実施フロー

※当初積算で計上



## 2 – 4 特記仕様書記載例

### 第〇条 工事現場の現場環境改善

1 現場環境改善として実施する内容は下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 仮設備関係

○○を実施するものとする。

(2) 営繕関係

○○を実施するものとする。

(3) 安全関係

○○を実施するものとする。

(4) 地域連携

○○を実施するものとする。

2 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

なお、実施内容の変更を希望する場合は、協議のうえ、設計変更により実施する内容を変更できるものとする。また、実施を希望しない場合は、協議のうえ、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止めることができる。

3 現場環境改善費に計上した内容に関する工事成績評定の加点は行わないものとする。なお、計上した内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績評定の加点対象とする。

※ ○○には基準の別表－1の内容を記載する。（合計で5つの内容を記載すること）

### 3 熱中症対策・防寒対策（積上げ）

---

### 3 – 1 費用の計上（積上げ）

【基準】 (I -9-①-2 (2) 热中症対策・防寒対策に関する費用について)

主に**現場の施設や設備**に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、**積み上げ計上を行うものとする**。なお、積み上げ計上する場合は、**現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする**。

【解説】

熱中症対策・防寒対策の費用について、**受注者からの協議に基づき、設計変更を実施できるようにしたもの**である。

「熱中症対策に資する現場管理費の補正」の**実施の有無に関わらず適用できる**が、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認すること。

当初設計で**現場環境改善費（率）を計上していない場合でも計上できる**。なお、その際の上限は「率計上した場合の50%」とする。

積み上げ金額の協議にあたっては、以下に留意すること。

ア 繼続的に使用できるものは、当該工事にて購入した場合も**当該工事に付随する費用のみ**を計上の対象とする（例：エアコンを購入・現場事務所へ設置した場合、対象は「設置撤去費及び当該工事期間での損耗費」のみ）

イ 別途計上しているものは、費用計上の対象としない。ただし、グレードアップする場合は、**通常品との差額**を費用計上の対象とする。

## 3 – 2 热中症対策の実施事例

### 3-1 热中症対策に係る経費

#### 現場環境改善費による現場の施設等における热中症対策【制度】

##### ②現場環境改善費による热中症対策・防寒対策の積み上げ計上<令和7年度基準より>

- ・現場環境改善に要する費用として、現場環境改善費(率)の50%を上限に積上げ計上。  
(令和6年度以前は、現場環境改善費(率)にて計上)

##### 現場の施設等における热中症対策費用

例:遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

写真出典:「建設現場における热中症対策事例集」  
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)



# (参考) 熱中症対策に資する「現場管理費の補正」の実施例

## 3-1 熱中症対策に係る経費

### 現場管理費による作業員個人に対する熱中症対策【制度】

○工事積算における熱中症対策に関する対応として、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上を実施

#### ①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行<H31年度より試行>

・工事現場の安全(熱中症)対策に要する費用として計上。

##### 主に作業員個人に対する熱中症対策費用

例: 塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」  
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンと  
クーリングベルト

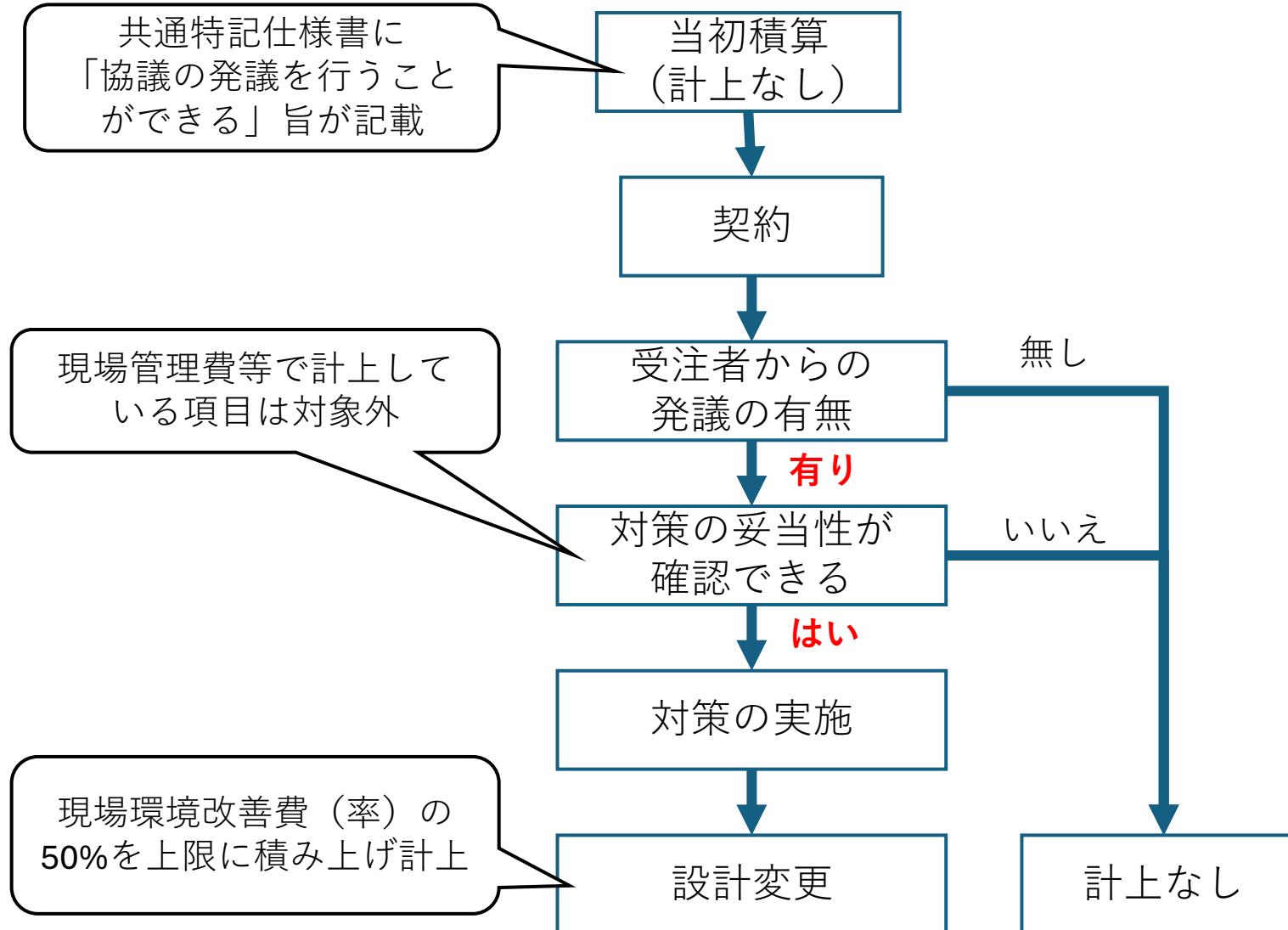


熱中症対策キット



### 3 – 3 実施フロー

※設計変更で計上



## 3 – 4 共通特記仕様書記載事項

第1－10条 熱中症対策・防寒対策に係る現場環境改善

受注者は、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策を実施する場合、現場環境改善費の計上について協議の発議を行うことができる。

### 【掲載ページ】

「土木工事共通特記仕様書」（千葉県HP）

<https://stg3.pbl.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyou/shiyousho/kyoutuutokki.html>

## 4 留意事項

### (1) 実施内容

**効果が期待できない内容**（第三者がいない工事現場でのPR看板の設置など）

又は当該工事との**直接の関係がない内容**（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置しない場合など）については、**実施内容として認めない。**

### (2) 工事成績

現場環境改善費に計上した内容に関する**工事成績評定の加点は行わないもの**とする。なお、計上した内容以外の現場環境改善に資する取組については、工事成績評定の加点対象とする。

### (3) 相談窓口

千葉県 技術管理課 技術情報班 TEL：043-223-3503

**※発注済み案件に関する相談は発注者（監督職員）から問合せをお願いします**